

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)第5条第2項	排水設備等の計画の変更の確認	給排水課、 上下水道部玉山事務所

- 1 審査基準は、排水設備等の設置及び構造に関する法令並びに盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）及び盛岡市下水道条例施行規程（平成22年管理規程第8号）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。